

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所6階6-6・7会議室

## ○議事日程

平成30年7月6日（金曜日）午前9時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

## ○出席委員（18名）

1 番 安田 美雄 君	2 番 井戸 恒男 君	3 番 川村 信子 君
4 番 佐藤 平和 君	5 番 遠藤 昭治 君	6 番 野田 卓志 君
7 番 片岡 篤夫 君	8 番 森 邦彦 君	9 番 八木 豊明 君
10 番 杉山 徳成 君	11 番 中村 雅博 君	12 番 後藤 三郎 君
13 番 安田 孝義 君	15 番 土屋 尊史 君	16 番 野村 茂 君
17 番 日置 香 君	18 番 永井 博光 君	19 番 岩田 幸子 君

## ○欠席委員（1名）

14 番 増井 賢一 君

## ○委員以外の出席者

産業経済部長	横山 伸治 君	農業委員会事務局長	西部 成敏 君
農業委員会事務局課長補佐	長屋 正彦 君	農業委員会事務局主任主査	田口 旭 君
農業委員会事務局係長	渡辺 初美 君	武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君
武儀事務所主任主査	丸山 典浩 君	上之保事務所主事	福田 明宏 君

午前9時00分 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君）警報の出ている中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、只今より農業委員会総会を始めさせていただきます。

初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（野村茂君）梅雨に入って、ちょうど先月の総会後に梅雨に入ったという情報が流れましたが、その後においては開店休業かと思うくらい晴天の日が続きましたが、最近になりまして、台風の影響等で豪雨の梅雨という形になりました。昨日は、長良川沿いや板取川沿いの地域においては避難勧告、また準備情報が発令されました。思い出しますが、最近水害がこの地域ではありませんので、過去に水害があった事を思い出し、ちょっと強い雨が降ると不気味な感じがします。そうした中、総会を開催したところ、足元の悪い中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。また、総会後には農地利用最適化推進委員との合同会議も控えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）続きまして、産業経済部長の横山がご挨拶申し上げます。

○産業経済部長（横山伸治君）会長さんのお話にもありましたように、昨日のお昼頃から雨がひどくなり状況が悪くなりました。足元の悪い中というような状況ではなかったと思いますが、ご参集いただきましてありがとうございます。幸い今朝の段階では大きな被害の報告を受けておりません。非難された方は、小金田地区で小金田中学校に120人程おられたようです。後は下有知、東志摩とか後は自主的に非難された方がいろんな所で、数名みえたようです。ただ、家屋の方が床上や床下という報告は、今の時点では報告を受けていないようです。これから明るくなってきて山の方や林道なんかで倒木等の報告があるかもしれませんが、今の時点では幸い大きな被害はなかったということです。ただまだニュース等で言うように明後日くらいまで雨は続くようですので、予断は許されないという状況かもしれません。先ほど会長さんも言われましたように、梅雨の末期になりますとこういった豪雨、昨日のニュースなんかでは猛烈とか非常に激しいというような言い方をしますが、昔の日本人は、土砂降りの事を篠つく雨と言ったそうです。篠は、篠田さんの篠で、細い竹を束ねた物を言って、それを叩きつけるような激しい雨というような表現をしたそうです。どちらかというと情緒があって危機感がないように思えます。いずれにしても、今後災害が無いことを祈るというか、今は小康状態ですが大きな雨が降らないようにと祈っておるところでございます。そんな中ですが、皆様午前中よろしくをお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。

14番増井委員が欠席でございます。それでは議案の進行を、会長さんよろしくをお願いします。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、委員の過半数の出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。7番片岡委員、8番森委員のお二人をお願いします。これより、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、洞戸飛瀬地内、飛瀬集会所の南南東150mほどに位置する農振農用地である畑2筆2,815㎡。申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、遠方に住んでおり、営農管理が困難なため、譲受人である妹に贈与するというもの。譲受人は、申請地を兄より受贈し、農業経営の拡大を図るというもの。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、武芸川町高野地内、博愛小学校の北西370mほどに位置する農振農用地区域外である畑40㎡。登記地目田、現況地目畑212㎡。申請

の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。

3番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、武芸川町谷口地内、森本公民館の南西420mほどに位置する農振農用地である田1,039㎡。申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、相続により取得したが、遠方に住んでおり耕作ができないため、贈与するというもの。譲受人は、申請地を受贈し、農業経営の拡大を図るというもの。

4番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、武芸川町谷口地内、武芸小学校の北東150mほどに位置する農振農用地区域外である畑83㎡。申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、耕作の継続が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。

今回お諮りします、全ての案件につきまして、6月18日に現地確認したところ、農地性ありと確認しています。また、1番から3番の案件は許可要件を満たしていると判断します。4番案件は、譲受人の所有農地に無断転用があるため、農地法第3条第2項第1号のすべての農地の効率利用要件を満たしていないため、4条5番の案件と同時許可になります。

以上、所有権の移転に関するもの4件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第1号について、1番から3番については原案のとおり、4番については、4条許可と同時に許可することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第1号の3件を、原案のとおり、1件を条件付きで許可することとします。

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、3ページからになります。

1番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、鋳物師屋3丁目地内、関高校の東330mほどに位置する畑2筆621.54㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用目的は、共同住宅です。申請人は、申請地周辺は宅地化が進み、住宅も多くなってきたことから、野菜の収穫が思うようにできず、また、年齢を重ね、耕作も困難になってきたため、申請地に、共同住宅を建築し、家賃収入を得て、生活資金の一部にしたいというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

6月18日に現地確認をしたところ、一部雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、東田原地内、東田原公民館の北北東160mほどに位置する畑233㎡。農地の区分は、10ha以上の一団の農地区域内の農地のため、第1種農地と判断します。転用目的は、貸家です。申請人は、現在美濃加茂市に住んでいる三女家族が帰郷することとなったが、現在居住している住宅では手狭なため、申請地に、三女家族の住宅を建築し、貸与するというもの。

6月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるが、住宅・周辺住民の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続しているため、許可基

準の例外要件を満たすものと判断します。本案件は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ています。

3番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、下有知地内、下有知小学校の南東430mほどに位置する畑426㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅車庫です。申請人は、現在、岐阜市の息子宅に同居しているが、申請地の隣地に自宅があったが、老朽化したため、建て直して、別荘的利用を考えているため、申請地に車庫を建設したいというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

6月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、洞戸菅谷地内、下菅谷集会所の東270mほどに位置する畑2筆216㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、ガソリンスタンド資材置場です。申請人は、ガソリンスタンドを経営しており、スタンドから発生する空のドラム缶置場が必要なため、申請地を資材置き場として利用したいというもの。

6月18日に現地確認をしたところ、雑種地であり、昭和55年頃よりドラム缶置場として使用していたため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ています。

5番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、武芸川町谷口地内、博愛小学校の北東160mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地2筆121㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。申請人は、申請地の西側に居住しているが、住宅の一部が申請地に掛かっていることが判明したため、今回申請するというもの。

6月18日に現地確認をしたところ、宅地であり、昭和44年頃から宅地として使用していたため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件につきましては、3条4番と同時許可となります。

以上、5件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○15番（土屋尊史君）4条3番について、される事についてはいいと思いますが、車庫を作るにしても乗り入れの道路がない部分に建てられるのかなど、確保もせずに。畑の中にぽつんと作って。そこら辺はどうでしょうか。たぶん開発の方で、道がないところに建築基準の方でひかかるんじゃないですか。入口の部分を確保しておかないと。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）図面7番の位置図でございしますが、申請地の西側が申請人の宅地がございまして、こちらに家を建てて、今回の申請地に車庫を作りたいというものでございします。宅地と一体利用ということになります。

○15番（土屋尊史君）宅地と一体と言っても、1,507の内の426なので、畑の中に宅地を作るっていう話なので。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）宅地の部分はちょうど南側で1,507。

○15番（土屋尊史君）そうするとこの白い部分。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）下の点線の部分で、申請地はT字になっていまして、T字の黒く塗ってある部分を一部転用するという形で隣の。

○15番（土屋尊史君）だったら、囲む部分を下を囲まないと。これだと、この一体の中の一部かなと思うので、話が通じない。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）はい。分かりやすくします。

○15番（土屋尊史君）はい。分かりました。

○議長（野村茂君）他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

他に質疑もないようですので、これより採決します。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第2号の5件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、5ページからになります。

1番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、肥田瀬地内長良川鉄道関富岡駅の南360mほどに位置する田9筆、3,250㎡の内、2,590㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸店舗です。借受人は、申請地は集落内にあり、道路に接していることから、地元住民はもとより、広域に集客が見込まれるため、申請地を賃貸借により借り受けて、貸店舗（コンビニエンスストア）を建築し、(株)セブン-イレブン・ジャパンに貸し付けるといふもの。貸付人は、借受人の申し出に応じ、貸し付けるといふもの。貸借の期間は、許可日から30年間となっています。

6月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。当案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

2番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、肥田瀬笠屋土地区画整理地内天神公民センターの南東390mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地463㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在アパートに居住しているが、子どもも大きくなり手狭となったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいといふもの。譲渡人は、高齢となり、農地を管理することが困難になったため、売り渡すといふもの。

6月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、肥田瀬笠屋土地区画整理地内天神公民センターの南東390mほどに位置する登記地目田、現況地目畑372㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在アパートに居住しているが、子どもも大きくなり手狭となったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいといふもの。譲渡人は、後継者不足で、農業経営を縮小したいため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すといふもの。

6月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、肥田瀬笠屋土地区画整理地内天神公民センターの南東390mほどに位置する登記地目田、現況地目畑373㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在アパートに居住しているが、子どもも大きくなり手狭となったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいといふもの。譲渡人は、後継者不足で、農業経営を縮小したいため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すといふもの。

6月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、東新町5丁目地内天神公民センターの北西130mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地317㎡。農地の区分は、都市計画法の

用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人らは、現在アパートに居住しているが、一戸建ての自宅を持ちたいため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、営農が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

6月18日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、西田原地内田原駐在所の北北西420mほどに位置する田2筆365㎡。農地の区分は、10ha以上の一団の農地区域内の農地に該当するため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。借受人は、現在アパートに居住しているが、家族が増え手狭となったため、申請地を父より使用貸借により借り受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。貸付人は、借受人である息子の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より30年間となっています。

6月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるが、住宅・周辺住民の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続しているため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。本案件は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ています。

7番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、志津野地内富野中学校の南南東310mほどに位置する田725㎡の内、435.98㎡。農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地に該当するため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。借受人は、近隣に高い建物がなく、太陽光パネルを設置するのに適しているため、申請地を夫より使用貸借により借り受けて、太陽光発電施設を設置したいというもの。貸付人は、借受人である妻の申し出に応じ、貸し付けるというもの。

6月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ています。

8番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、下有知地内下有知南部公民センターの南南西350mほどに位置する登記地目宅地、現況地目畑外3筆731.48㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、金型製作業駐車場です。譲受人は、申請地北側隣接地で、金型製作業を行っている法人で、現在の従業員駐車場に工場を増築するため、駐車場が不足するため、申請地買い受けて、駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、農業経営の後継ぎがないため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

6月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、下有知地内下有知中学校の北北西420mほどに位置する田10㎡。農地の区分は、特定土地改良事業（面整備）施工区域の農地に該当するため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅（庭）です。譲受人は、申請地が、自身の宅地に隣接する土地なので、無償で譲り受けて、一般個人住宅（庭）として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、農業経営の後継ぎがなく、近くに住んでいないうえ、面積も少なく生産性も低い農地のため、贈与したいというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

6月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるが、住宅・周辺住民の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続しているため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。本案件は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ています。

10番の案件 位置図は、19ページになります。申請地は、下有知地内下有知中学校の北北西390mほどに位置する田11㎡。農地の区分は、特定土地改良事業（面整備）施工区域の農地に該当

するため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅（庭）です。譲受人は、申請地が、自身の宅地に隣接する土地なので、無償で譲り受けて、一般個人住宅（庭）として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、農業経営の後継ぎがなく、近くに住んでいないうえ、面積も少なく生産性も低い農地のため、贈与したいというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

6月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるが、住宅・周辺住民の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続しているため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。本案件は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ています。

11番の案件 位置図は、20ページになります。申請地は、千疋地内千疋グラウンドの東170mほどに位置する田680㎡。農地の区分は、特定土地改良事業（面整備）施工区域の農地に該当するため、第1種農地と判断します。転用の目的は、家具製造業駐車場です。譲受人は、西側隣接地で家具製造業を行っている法人で、従業員及び工場へ出入りする車両の駐車スペースが不足しているため、申請地を買い受けて、駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

6月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地に該当するが、既設施設の拡張で、既存施設の敷地面積の1/2以内であり、隣接地と一体利用されるため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。本案件は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ています。

12番の案件 位置図は、21ページになります。申請地は、下白金地内下白金公民センターの北東220mほどに位置する田738㎡。農地の区分は、特定土地改良事業（面整備）施工区域の農地に該当するため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。借受人は、現在両親と同居しているが、独立すべく土地を探していたところ、申請地を父より、使用貸借により借り受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。貸付人は、借受人である息子の申し出に応じ、貸し付けるというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

6月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるが、住宅・周辺住民の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続しているため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。本案件は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ています。

13番の案件 位置図は、22ページになります。申請地は、富之保地内武儀生涯学習センターの南東450mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地一部宅地198㎡。登記地目田、現況地目宅地264㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、静かな田舎で、自然に囲まれて生活したいと考え、候補地を探していたところ、申請地が希望する条件に合致したため、買い受けるというもの。譲渡人は、相続により取得したが、自分で利用することが考えられないため、買い手を探していたところ、譲受人からの申し出があったため、売り渡すというもの。

6月18日に現地確認をしたところ、30年ほど前に住宅を建築し、宅地となっていたため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

14番の案件 位置図は、23ページになります。申請地は、富之保地内武儀生涯学習センターの南東450mほどに位置する田119㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅倉庫です。譲受人は、申請地の西側にある住宅を買い受けることとなったが、住宅が平屋でのため、収納スペースが少ないので、申請地を買い受けて、倉庫を建築したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、農地の管理ができないため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

6月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

15番の案件 位置図は、24ページになります。申請地は、富之保地内武儀生涯学習センターの

南東450mほどに位置する田91㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅（庭）です。譲受人は、申請地の北側にある住宅を買い受けることとなったが、移住後に趣味で花の栽培をしたいので、申請地を買い受けて、庭として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、道路に囲まれた三角地のため田としての利用が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

6月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

16番の案件 位置図は、25ページになります。申請地は、中之保地内武儀やまゆり保育園の南西210mほどに位置する畑3筆1,020㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、名古屋市で、不動産の賃貸管理、太陽光発電施設の運営管理をしている法人で、申請地を買い受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

6月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

17番の案件 位置図は、26ページになります。申請地は、中之保地内武儀事務所の北西460mほどに位置する畑199㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地区域のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、建設業資材置場です。譲受人は、建築業を行っており、申請地を買い受けて、資材置き場として利用したいというもの。譲渡人は、高齢となり耕作が困難であるため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

6月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

18番の案件 位置図は、27ページになります。申請地は、下之保地内道の駅平成の北東140mほどに位置する田157.33㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、住宅展示場です。借受人は、木造住宅の建築、建築関連資材の購入・販売をしている法人で、国産材の良質な木材を生かした、「デカ木住宅」の普及のため、申請地を賃貸借により借り受けて、住宅展示場として利用したいというもの。貸付人は、相続により取得したが、管理が出来ないため、貸付人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より10年間となっております。隣地農地所有者の承諾を得ています。

6月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

19番の案件 位置図は、28ページになります。申請地は、洞戸片地内片集会所の南西180mほどに位置する畑2筆3,638㎡。田2筆3,609㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地区域のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、水道用品製造業工場です。譲受人は、水道用品製造業を行っている法人で、申請地の近隣に本社工場があるが、近年水道用品の需要増大により、既存の工場だけでは、生産能力に限界があるため、申請地を買い受けて、工事場を建築したいというもの。譲渡人らは、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

6月18日に現地確認をしたところ、田・畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。当案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

20番の案件 位置図は、29ページになります。申請地は、洞戸飛瀬地内飛瀬集会所の北東100mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地824㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地区域のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、申請地の東側に自宅があるが、お客が泊りに来た際に手狭であるため、

申請地に泊まれるように利用したいため、買い受けるというもの。譲渡人は、相続により取得したが、譲受人からの申し出があったため、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

6月18日に現地確認をしたところ、平成6年ごろに住宅を建築し、宅地となっていたため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

21番の案件 位置図は、30ページになります。申請地は、武芸川町谷口地内武芸小学校の北東150mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地2筆199㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢となり、営農規模を縮小したいため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

6月18日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの16件、賃貸借権の設定に関するもの2件、使用貸借権設定に関するもの3件、計21件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

○1番（安田美雄君）補足ではございません。事務局に確認です。1番の案件ですが、セブンイレブンという会社がコンビニを建築したいというのですが、土地の契約をされているのが括弧書きであります外の数字ですね、3,418㎡ですが実際にコンビニを建てたいという面積が2,590㎡という事ですが、こういった申請の場合でも残りはセブンイレブンさんが管理をするというようなことですか。このような申請でも法律的には問題がないという事ですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）この件につきまして、申請書の資料の中に今回の申請者の株式会社セブン・ファイナンシャルサービスと貸店舗の貸先である株式会社セブン・イレブン-ジャパンとの契約書があり、内容を確認いたしましたら、確かに安田委員さんの言われるとおり面積の方が、3,418㎡ということでしたので、セブン・ファイナンシャルサービスに確認をいたしましたら、当初は全筆を使って貸店舗を建築するという計画でしたが、その後の計画の見直しで部分転用という形で今回申請に上がってきたという事で、セブン・ファイナンシャルサービスとセブン・イレブン-ジャパンの契約につきましては、今回申請した面積で再契約をするという事を伺っています。残っている農地につきましては、元々の所有者の方が利用するという事です。

○1番（安田美雄君）分かりました。

○議長（野村茂君）その他にございませんか。

（発言無）

他にないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○15番（土屋尊史君）13、14、15番ですが、同じ人から同じ人への申請ですが、3つに分かれて出てきていけど、一度に出来ないですか。説明も同じ事を3回し、農業委員も3つに印鑑を押さないといけない。別々の日に取りにくるなら話は分かるけど、一度に出てきているなら一つにまとめて出していただいた方が、手続きも、他に意図があるなら別だが。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）13番、14番については、渡人が違いますし、14番、15番については本来一緒でもいいのかと思われたんですが、書士が3件別々に出してこられたので、事務局としてはそのまま受付をさせていただきました。

○15番（土屋尊史君）細かくいけばそうなるけど、まとめれるならなるべく一つの方がいいんじゃないですか。買う所が一つなんで、そこら辺をもう少しやってもらった方がよく分かるんじゃないかなと思います。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）受付の際はまたその辺を気を付けてみます。

○議長（野村茂君）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

他に質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第3号の21件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。続きまして、議案第4号事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、15ページになります。

1番の案件 位置図は、31ページになります。申請地は、西本郷通4丁目地内市役所の南東270mほどに位置する登記地目畑、現況地目一部宅地354㎡の内、99.18㎡。変更内容は、事業者、事業目的の変更です。当初事業計画者は、昭和59年1月27日に、5条転用の許可を受け、一般個人住宅を建築する計画であったが、体調を崩し、当初事業計画者が死亡したため、事業の遂行が出来ないというもの。変更後の事業計画者は、申請地の東側に隣接する住宅に住んでいるが、間口が狭く、宅地敷地が手狭なため、申請地を買い受けて、庭、駐車場として利用したいというものの。

6月18日に現地確認をしたところ、一部宅地となっていることを確認しています。申請地は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地で、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件と同時許可となります。

2番の案件 位置図は、32ページになります。申請地は、西本郷通4丁目地内市役所の南東270mほどに位置する畑354㎡の内、255.61㎡。変更内容は、事業者、事業目的の変更です。当初事業計画者は、昭和59年1月27日に、5条転用の許可を受け、一般個人住宅を建築する計画であったが、体調を崩し、当初事業計画者が死亡したため、事業の遂行が出来ないというもの。変更後の事業計画者は、当初事業者の娘で、相続により申請地を取得したが、当初計画の事業が行えないので、畑に戻し、農地として管理するというもの。

6月18日に現地確認をしたところ、畑であることを確認しています。1番の案件と同時許可となります。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第4号の2件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 議案第5号農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、16ページになります。

使用貸借権の設定に関するものについて、新規が3件5筆、7,199㎡。地目は、田が1筆2,027㎡。畑が4筆5,172㎡です。地区は、武芸川町谷口、東田原、上之保の3地区でございます。権利の設定を受ける者は、松井敏廣、岐阜県農畜産公社でございます。農業経営基盤強化促

進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

続きまして、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。農地法第18条第6項の規定により、賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。議案は、17ページになります。

1番の案件。届出地は、武芸川町高野地区の田3,041㎡。賃借人は、(有)むげがわ農産です。合意解約日は、平成30年4月30日です。

以上、報告させていただきます。

○議長（野村茂君）報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。

以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

○5番（遠藤昭治君）一つ質問してもいいですか。5条8番についてですが、登記が宅地や雑種地になっているんですが、こういうのは申請があるんですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）現況が農地となっているものにつきましてははいります。

○5番（遠藤昭治君）現況が農地になっていれば、登記が宅地でもいるという事ですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）農地法の縛りを受けることになります。

○5番（遠藤昭治君）そうですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）基本的に農地法については、現況主義なんですけど、ただ登記簿上農地で現況宅地という場合と、登記が農地以外で現況が農地という場合、この両方が農地法の縛りを受けることになります。雑種地、雑種地や宅地、宅地の場合は農地法の縛りを受けません。

○5番（遠藤昭治君）たまたま作ってたら、だめだという事やね。分かりました。

○4番（佐藤平和君）前々回の説明の時に、隣の土地の承諾についての話があったと思いますが、承諾と言うのは書類に判を押したものが承諾か、通知するだけでいいのか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）基本は隣地農地所有者の方に署名と捺印を頂くんです。要は、誰々さんの転用に関して承諾しますよという事で、署名捺印をしていただいたものを出していただく。

○4番（佐藤平和君）最悪の時は、口頭で通知するだけでいいというような。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）中には隣地の方が転用する事業については、承諾をするけど署名捺印はしたくないという方が時々いらっしゃいます。そういう場合は、経緯書みたいな形で一応隣地の方に事業の説明に行って承諾は得たけれど判を押すことに関しては了解がいただけなかったという事で、一筆付けていただければ、隣地承諾書の代わりという事にしています。

○4番（佐藤平和君）承諾をしないから判を押さない訳だから、ただこちらで今言われた様に文書を書いていついつ説明をしたというだけで承諾になってしまうのですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）今の所、転用事業に対するどうしても隣地所有者の承諾が得られないという回答は今の所見たことがないので、一応転用される事は承諾するけど、署名捺印だけはしたくないというのが殆どでしたので。

○4番（佐藤平和君）例えば、物が建たない場合はいいけど、建物が建つとかそれによって隣地

の人が影響を受ける場合は承諾しない場合があるんじゃないかなど。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）その場合は、隣地の方の承諾が得られる計画にさせていただくという事ですね。日陰になるから嫌だとかなら、陰にならないような計画にさせていただいて。

○4番（佐藤平和君）例えば騒音とか匂いとか、そういう場合は。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）隣地の方の同意がいただける計画に見直させていただくという事になるかと思います。

○4番（佐藤平和君）隣地の方が承諾をしなかった場合は。

○15番（土屋尊史君）結局、隣地に承諾を貰いに行ったけど得られないとそのため一応経緯書って物でこういう風に説明しました。でもこの人の意見としては日陰になるからくれないと、匂いがするからくれないという理由で判を押してくれませんでしたと書くのか。私の倫理的には自然のままがいいから押しませんというのか。それを付けてここへ出して来るから、ここで皆で県へ進達するかしないかが問題で、またそれが県へ行った時に受けるかどうかなので、なかったらないで一応ここへ通ってくるんですよ。ただこれに理由がないとここへ上げれないからくれないでという理由書を付けて、一応皆で審議だけはしましよという形ですよ。流れは。

○4番（佐藤平和君）現在はないですが、そういう可能性がある所があるもんですから。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）その他にはないですか。

（質問なし）

なければ、その他の事項です。

次回の農業委員会総会は、8月7日火曜日10時から大会議室で開催したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

午前10時7分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長 関市洞戸市場551番地

⑩

---

7番 関市塔ノ洞2613番地

⑩

---

8番 関市倉知1408番地

⑩

---